

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 入院基本料に関する事項 (2025年3月1日現在)

(1) 急性期一般入院料 1 (3階南)

当病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時30分から夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- 夕方17時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- 深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

(2) 緩和ケア病棟入院料 (3階東)

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝8時30分から夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
- 深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

(3) 地域包括ケア病棟入院料 1 (4階)

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝8時30分から夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方17時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
- 深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

(4) 障害者施設等入院基本料 (5階)

当病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- 朝8時30分から夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。
- 深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

2. DPC 対象病院について (2024年9月1日から)

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC 対象病院”となっています。

※医療機関別係数 1.4484

(基礎係数 1.0451 + 機能評価係数 I 0.3067+ 機能評価係数 II 0.0910+ 救急補正係数 0.0056)

厚生労働大臣の定める掲示事項

3. 入院時食事療養

入院時食事療養(1)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

※入院時食事負担金額490円/食

4. 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- ・オンライン資格認証を行う体制を有しています。
 - ・受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

6. 医療DX推進体制整備加算

当院は医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように、以下の取り組みを行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室等において閲覧又は活用し診療を行っております。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については今後計画的に進めてまいります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。

7. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

当院は下肢末梢動脈疾患指導管理加算の専門的な治療体制を有している医療機関です。

厚生労働大臣の定める掲示事項

8. 外来腫瘍化学療法診療料 1

- 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置し、本診療料を算定している患者様からの電話等による緊急時の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。

緊急時のお問い合わせ TEL:086-942-9901

- 急変時等の緊急時に入院できる体制を確保しています。

- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期開催しています。

9. 一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行っています。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

10. 後発医薬品使用体制加算

当院では、後発医薬品使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら薬剤師もしくは当院職員までご相談ください。

11. コンタクトレンズ検査料

- コンタクトレンズ装用を目的としている方で、当院へ初めて受診された方は初診料を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は、再診料を算定いたします。

○初診料：291点

○再診料：75点

- コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は下記を算定いたします。

○コンタクトレンズ検査料1：200点

厚生労働省が定める疾病等により、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。

- コンタクトレンズ診療を行っている医師名：

難波 雅子（眼科診療経験：34年）、浦山 優子（眼科診療経験：24年）2024年6月現在
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。